

第6章 市民と協働・交流による開かれたまちづくり  
～人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～

第1節 人権

【現状と課題】

世界の人権問題の取組みとしては、昭和23年の国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連10年」などの取組みが生まれた。また、わが国においては日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきた。

中間市においても、昭和54年に初めて同和地区の実態調査を行い、それを基に昭和56年に中間市同和对策基本計画を策定した。国の同和对策関係法案と併せて、本格的に中間市の同和对策事業が始まり、このような数々の施策は、生活環境改善などのハード面

【施策の基本方向】

平成22年に策定した「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及び「行動計画」の基本姿勢に基づいて、市民に人権尊重に対する理解を深め、その体得を図る。

(1) 人権教育・啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため、すべての人々が自らの課題として受け止め、あらゆる場面に生かすことができる人権意識の高揚に取り組む。

(2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

について一定の成果をおさめた。また市民の人権教育や人権啓発、地域の就職対策など多くの面で中間市の人権問題が喚起された。しかし、「人権の世紀」といわれる21世紀に入って10年以上経過してもなお、連日のように命が軽んじられ、同和問題を始め、女性や老人・障害のある人たちへの差別、未来を担う子ども達への暴力など、人権を取巻く環境は複雑化、また深刻化していく傾向にあり、人権擁護の取組みはますます重要になっている。

中間市においても、平成22年に「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及びその事を具体的に実践していく。

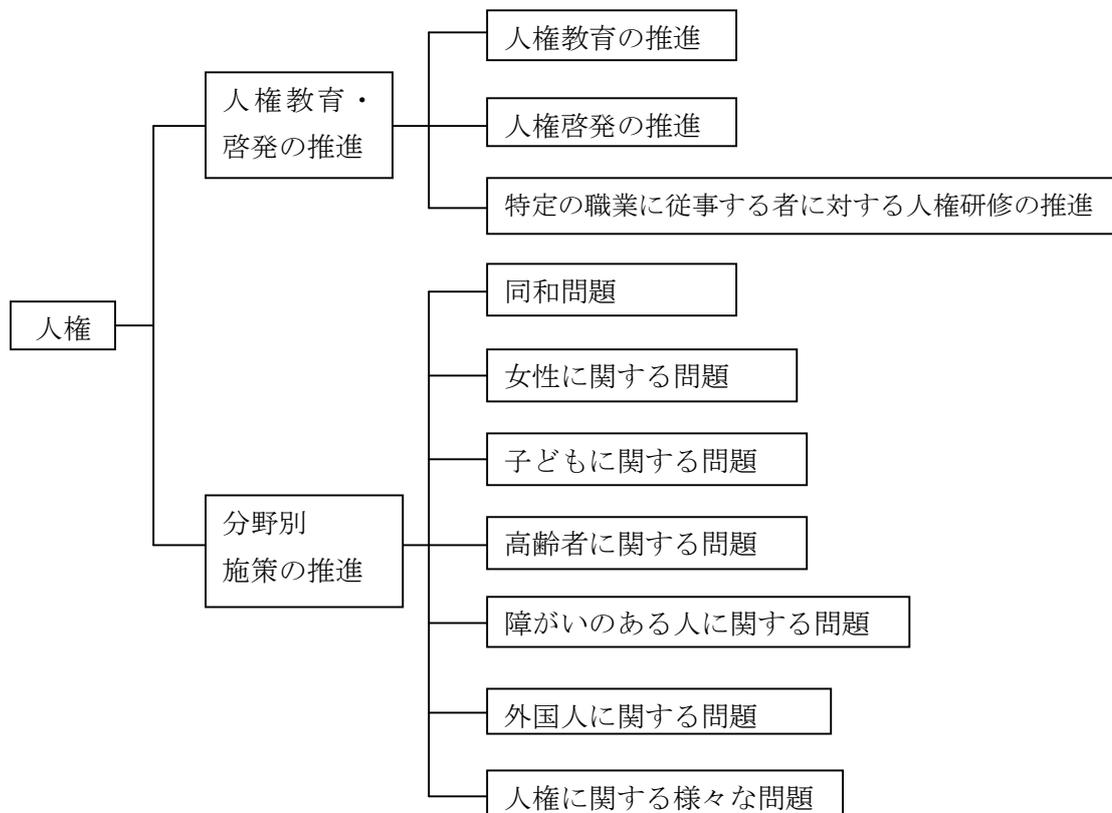
また、「行動計画」を策定し、人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくりを目標に、人権問題の解決に一層努力していかなければならない。

すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指す。

(3) 市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、社会全体で取り組むことが重要で、このため、国・県等の行政機関はもとより、様々なまちづくりで活動をしている市民団体をはじめ、企業や農業関係団体等と人権を尊重した人権行政を推進する。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 人権教育・啓発活動の推進

## (1) 人権教育の推進

学校教育における人権教育では、今日、学校現場での非行問題をはじめ、いじめ・不登校・規範意識の低下等、解決すべき問題が依然として山積しているのが現状である。児童・生徒の人権を守るために、人権意識の高揚を図る人権教育は重要な課題である。

児童・生徒への人権教育は、教育活動全体を通して、生命を大切にし、人権を尊重する心の育成を目指し、人権に関する基本的な知識を学ぶとともに、その内容と意義について理解と認識を深め、感性と感覚を育成する取組みの推進を図ることが重要である。教育活動全体を通して、人権尊重の精神を育てるために、校長を中心とする「人権尊重の視点にたった学校づくり」に取り組む。

社会教育における人権教育は、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、家庭・地域社会等の実情に応じた多様な学習機会の充実を図る必要がある。

心と心のつながりを感じ互いに支え合えるまちを作り上げていくには、市民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティアセンター等への市民

の参画を促進し、個性や価値観の異なる人との交流や人権を侵害された当事者等との交流により相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくことが重要である。

今日、人権問題が複雑化・多様化する中で、学習意欲が高まるような学習活動を通して様々な人権問題についての総合的な理解ができ、市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを推進する。

## (2) 人権啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の視点に立った行政施策を推進し、豊かな人権文化を地域で育て、継続して市民に人権啓発を行うことが重要である。しかしながら近年においても、部落差別落書きや企業活動に伴う差別事象が発生し、さらに高齢者・女性・子ども・障がいのある方への虐待などが後を絶たない状況にある。

今後は、「市民に対する啓発活動の充実」・「きめ細やかな啓発活動の推進」・「相談機能の充実」・「中間市人権のまちづくりセンターの充実」等を推進する。

## (3) 特定の職業に従事する者に対する人権研修の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、様々な分野の人々を対象に、あらゆる場、あらゆる機会を通じて人権教育及び啓発の取組みが必要である。

地方自治体は、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任がある。この責任を果たすためには、行政に従事する職員や教職員の一人ひとりが国際人権規約の視点や日本国憲法の理念を遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととしてとらえ人権に対する理解と意識の確立が必要である。

また、社会教育関係者は、地域を基盤に地域住民と密接な関わりをもって活動しており、そのなかで人権問題について共に語り合い、学習することが大切である。そのためには社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう「人権教育の推進」「人権啓発の推進」「特定の職業に従事する者に対する人権研修の推進」等の充実した内容の研修を行う。

## 2. 分野別施策の推進

同和問題・女性に関する問題・子どもに関する問題・高齢者に関する問題・障がいのある人に関する問題・外国人に関する問題・人権に関する様々な問題等、分野別の施策を推進していく。

## 3. 人権教育・啓発推進体制

中間市人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、人権男女共同参画課を中心に全庁的体制で適切な推進に努める。

また、具体的な施策の推進にあたっては、本計画の趣旨や内容を庁内の各部署に対して徹底するとともに、相互の連携を深めながら取り組んでいく。

## 第2節 住民サービス

## 【現状と課題】

住民基本台帳カードの普及・奨励国の電子自治体の構築及びIT化の推進という施策に基づき、平成12年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、平成15年8月から本格稼働された。

このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どこの市区町村からでも取得が可能になる（住民基本台帳事務の効率化）。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理（付記転入届・付記転出届）ができる。また、③この住民基本台帳カード（写真つき）を用いれば、确实

に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使える。さらには、④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができる。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されている。

ちなみに、当市における平成22年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口45,577人に対し1,615人、普及率は3.54%で、極めて低い結果となっている。

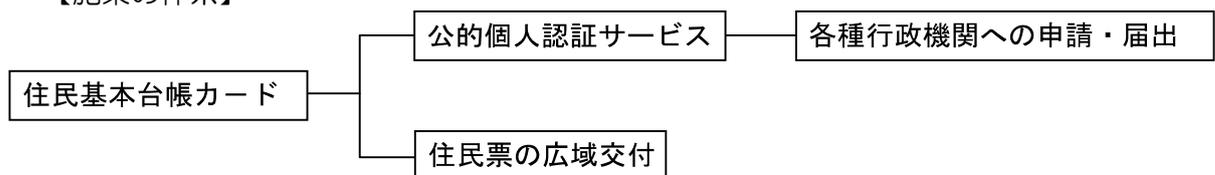
今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていく。

## 【施策の基本方向】

全国的に展開される電子自治体の基盤づくりのため、住民基本台帳カードの普及率を高めるとともに、公的個人認証サービスを受け

ることのできる受益権者を増やし、各種行政手続きの簡素化による住民の利便性の向上を図る。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 公的個人認証サービス

カードの発行により公的個人認証サービスを受けることで、家庭や職場等、どこでもパソコンで行政機関への届出を行うことができるため、市民へ周知し市民生活を充実させる。

## 2. 住民票の広域交付

カードの利用により全国どこの市町村でも住民票（本籍地を省略したもの）の交付を受けられるため、利便性を市民に周知していく。また、自動交付機の市内各施設への設置により、住民票、印鑑証明等の発行や、公共施設の予約が自動交付機で可能になるため、カードの普及と利用域の拡大を図る。

### 第3節 男女共同参画

#### 【現状と課題】

男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきた。

昭和21年に国連婦人の地位委員会が設置され、昭和50年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府（現内閣府）に設置され、昭和52年に国内行動計画が策定された。

昭和54年、国連総会は女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、昭和60年に日本はこの条約を批准した。さらに平成7年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも政府と女性たちのパートナーシップによって総合的、体系的な取り組みが進み、平成11年には男女共同参画基本法が公布・施行された。

福岡県では、平成13年10月に福岡県男女共同参画条例が制定され、平成14年に第1次福岡県男女共同参画計画、平成18年には第2次福岡県男女共同参画計画が策定され積極的な取り組みを行っている。

本市においては、平成14年に第1回目の市民意識調査を行い、それを基に平成16年に「中間市男女共同参画プラン」（10か年計画）を、平成19年には「中間市男女共同参画行動計画」（3か年計画）を策定し、具体的に施策を展開してきた。

さらに平成21年には、新たに学識経験

者・有識者及び市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を発足させ、同年に実施した第2回目の市民意識調査の結果を踏まえ「中間市男女共同参画プラン」の後期への見直しを行い、平成22年に同プランに基づいて平成25年度までの「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定している。

今日、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されている。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を発揮できる社会を構築することが必要となっている。また、子どもを安心して生み育てることができるように仕事と子育てが両立できる社会を構築することも必要である。

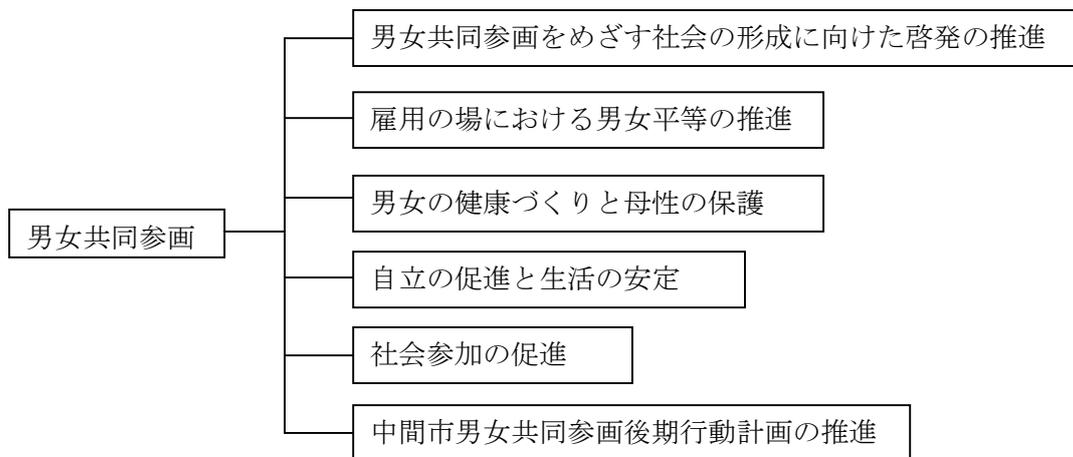
また、近年、夫やパートナーからの暴力が顕在化するなど、女性に対する暴力が大きな社会問題となっている。暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態を直視するときに、特に女性に対する暴力について早急に対応が求められる。女性に対する暴力は、女性の人権が軽視あるいは無視されることから生じており、個人の人権が性別に関係なく平等に尊重される社会を確立する必要がある。

## 【施策の基本方向】

平成14年に初めて行った男女共同参画にかかる市民意識調査と、平成21年に改めて行った市民意識調査とを比較した結果「男女平等や女性の地位向上」については、平成21年調査では全体で57.7%の人が「関心がある」と答えているが、平成14年調査での68.5%に比べ関心度は下がっている。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、平成21年調査では「同感する」という回答が54.3%で「同感しない」をやや上回っており、平成14年調査と変わらず、本市における固定的性別役割分担意識は依然として高いと言える。

男女共同参画社会づくりに向けては、市民の意識改革が重要な課題である。そのためには「中間市男女共同参画プラン」及び「後期行動計画」に基づいて、市民と行政の各セクションにおける実効ある行動を積極的に展開、促進する必要がある。国や県、中間市の「女性ネットなかま」をはじめとした、関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進する。また、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指す施策を展開していく。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 男女共同参画をめざす社会の形成に向けた啓発の推進

男女という性別にこだわらず一人ひとりの個性や能力が尊重される社会を築くうえでの実効ある取組みとして、国や県、中間市の「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして男女協働参画意識を浸透させるとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を推進していく。また、幼児期や学齢期における男女平等教育を推進するとともに、教育指導者や保護者、地域リーダー等に対する研修会を充実させる。

## 2. 雇用の場における男女平等の推進

本市においては、比較的小規模、個人経営の企業や商店が多く、就業継続や労働環境には厳しいものがあるが、雇用の場における男女平等の確立に向けて、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の趣旨の周知を図り、男女が共に育児・介護と仕事が両立できる就業環境の整備、意欲ある女性が能力を発揮しながら安心して働きつづけることができるよう、事業所等に働きかける。

また、再就業や起業を支援するため情報の提供や研修体制の整備を行う。

## 3. 男女の健康づくりと母性の保護

男女が生涯を通じて心豊かに過ごせるためには、心身ともに健康であることが重要である。また、女性が持つ母性機能は次世代へ生命をつなぐ重要な役割を持っており、その重要性についての認識を浸透させ、男女の性差やライフステージに応じた健康教育などを推進し、健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶のための啓発や研修会を開催するとともに、相談窓口の周知や、関係機関との連携を行い、被害者救済のための支援体制を強化する。

## 4. 自立の促進と生活の安定

女性の就業や社会進出に伴い、女性が自らの意思で働きつづけるためには、仕事と生活が両立できる社会環境の整備を推進しなければならない。ワークライフバランスのための啓発や相談体制の充実、保育サービスや子育てに関する相談体制の充実に努めるとともに、介護保険制度や育児・介護休業制度の周知を図り、またひとり親などの自立と生活の安定や高齢者の社会参加に向けた諸施策を推進する。

## 5. 社会参加の促進

女性の意見が政策、方針決定の場で反映される環境を整備し、女性の実質的な社会進出・参画を確立しなければならない。そのためには、地域活動やボランティア活動など、地域社会での理解を深めるとともに、あらゆる分野への参画の機会提供が必要である。市内だけではなく、国内外での活動にも参加が促進される環境の整備に向けては、海外研修事業などを支援していく。

また、市内の女性団体・グループ、個人で構成する「女性ネットなかま」についても学習や研修に積極的に参加できる環境を補完し、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けての活動を支援していく。

## 6. 中間市男女共同参画後期行動計画の推進

平成21年、学識経験者・有識者及び、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を設置し、『中間市男女共同参画プラン』の見直しを行い、同プランに基づいた「後期行動計画」を策定している。

この行動計画を推進し、市民一人ひとりが輝いて生きることができる男女共同参画のまちになるよう施策を展開していく。

## 第4節 国際交流

## 【現状と課題】

本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼、またホームステイ受け入れといった様々な市民の自主的な交流が行われている。

現在、世界ではテロや内紛・天災などの影響で活動支援を必要とする国々は多く、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、今後も参加者への支援は欠かせない。

一方、市内の中学校や小学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手（ALT）を招致し、語学教育の充実を図っている。

さらに、平成21年度からは、外国人在住者が言葉の問題から孤立しないようにと、ボランティアの方と日本語教室を開催している。

今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要である。

## 【施策の基本方向】

これまでの国際交流・協力の実績を踏まえ、市民が積極的に国際交流や国際協力が図られるよう支援を継続するとともに、市民が主体

となった国際交流や連帯活動の展開を図っていく。また、市内で生活をする外国人への支援を行っていく。

## 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 国際交流市民団体の育成

市民主導による国際交流が活発となるよう、市民団体の育成を図り、「日本語教室」を主体とし、事業を行っていく。

## 2. 国際交流活動の支援

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった国際協力事業をはじめ、福岡県女性研修の翼などの研修事業や、ホームステイ、ホームビジットといった外国からの受け入れ事業にかかるボランティアなどの市民の活動を支援していく。

## 3. 国際交流基盤の整備

市民主導による多国籍間の国際交流の環境整備にむけて拠点施設の整備をめざす。

## 4. 国際化に向けた地域環境づくり

外国人滞在者が滞在しやすい環境整備に向けて、外国語表記案内の設置、各種情報が提供できる案内書の作成を行う。

## 第5節 広報・広聴（広報・広聴機能の充実）

### 【現状と課題】

近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、情報提供するなどの広報活動を行ってきた。

また、市政に市民の声を幅広く取り入れるため「市長への手紙」「パブリックコメント」などの広聴活動を行ってきた。

「協働のまちづくり」を掲げる中間市にとって、従来の行政主導型の市政から、市民との

協働の市政への転換には、市民の市政への参加は欠かせない。しかしながら、広報活動・広聴活動の現状として、市民参加型という観点からは十分なものとは言えないため、市民だれもが気軽に市政に参加できる環境を整えていくことが課題である。

さらに、「中間市ホームページ」は導入後、長い年月を経過しており、日々進化していくシステムに比べて利用のしやすさに満足いくものとは言えないため、ホームページのリニューアル、レイアウトやコンテンツの見直しを行う必要がある。

### 【施策の基本方向】

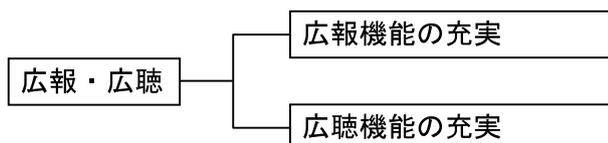
近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化が一層進展し、パーソナルコンピュータとインターネットの大幅な普及により、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報入手が容易になってきている。それに伴い、「中間市ホームページ」の閲覧数は年々増加している。

市民参加型市政の進展のためには情報管理部門との連携を図りながらIT化を推進し、

市長への手紙については電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討するとともに、「中間市ホームページ」の内容の充実を一層図っていく。

また、近隣市町とも連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を充実する。

### 【施策の体系】



## 【計画】

## 1. 広報機能の充実

市民が市の行事やお知らせといった情報を入手する手段は、「広報なかま」によるところが多い。そこで、掲載内容を精査し、市民にとって最も有益となる情報の提供を心がけるとともに、市民からの投稿や情報などを拡充するなど、市民にとって広報紙が身近なものと感じられるような市民参加型の紙面づくりに向けて、一層の充実を図る。

あわせて、近隣市町との連携による広域的、多角的な視点にたち、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を継続するとともに、少子高齢化社会に対応した多世代が楽しめる内容の充実も図る。

また、「中間市ホームページ」については、市民が知りたいと思う最新の情報に容易にたどり着き、疑問に的確にこたえられるように、ホームページのリニューアルを視野に入れつつ、レイアウトやコンテンツの見直しを行っていく。

## 2. 広聴機能の充実

「市長への手紙」で市政への提案については、親書での受付を継続しながら、さらにホームページ掲示板において市政への提案や意見交換を行えるように、電子メールでの受付も普及・拡大を図らなければならない。そのためには情報管理部門との連携によるIT化を推進し、電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討し、市民参加型市政の確立に向けて取り組む。

また、「パブリックコメント」制度のさらなる活用を図り、市民の市政への参加を促していく。「市長への手紙」「パブリックコメント」で寄せられた情報は、行政と市民が共有できるように、フィードバック機能を徹底させる。

## 《用語解説》

## ◎パブリックコメント

市の重要な施策、計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、市民の方々から意見を求め、提出された意見などを考慮して決定していくもの。



## 第6節 行財政計画

### 【現状と課題】

行財政計画の取組みは、昭和61年5月に「第1次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきた。

さらに、平成8年9月には「第2次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組みを進め、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに平成14年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組みの必要性に迫られ、平成15年4月からの3ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組みを始めた。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、平成17年11月に「第3次行政改革大綱」を、また同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間として、行財政改革に取り組んで結果、目標効果額を上回る成果を挙げてきた。

### 【施策の基本方向】

行財政改革の取組みは、地方分権や情報通信技術の進展、厳しい財政状況など、地方自治体の行財政運営をめぐる新たな環境に対応

平成22年度以降も引き続き、地域の実情に応じて不断に行財政改革を推進し、新たなプランを基に持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指す。

### 《国の三位一体改革》

国の膨大な赤字を減らすためと、平成11年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金等の削減を目標に、平成15年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られた。本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第3次行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければならない。

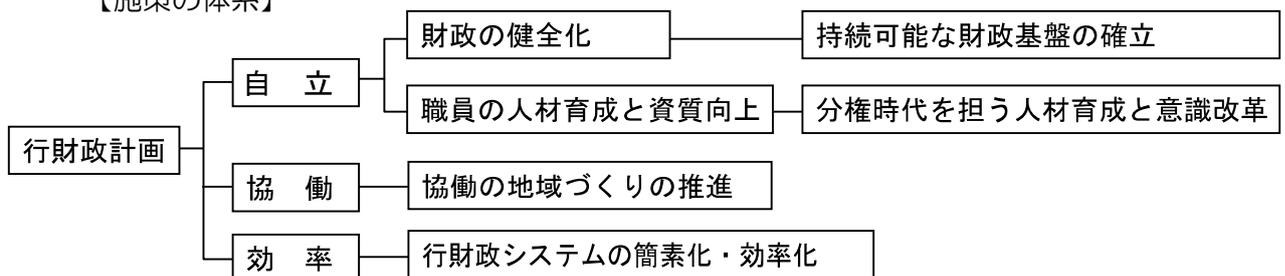
するために、自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、限られた財源と資産を最大限に活用するなかで、

市民との協働による活力ある地域づくりを推進するものとする。

さらに行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるとい自治体経営の基本理念に立って、行政サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行

財政運営を推進するため「自立」、「協働」、「効率」の三つのキーワードのもとに、持続可能な財政基盤の確立と市民やNPO、その他民間セクターと協働し、相互に連携して新たなまちづくりの形成を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 自立

(1) 財政の健全化—持続可能な財政基盤の確立

依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財政構造の改善に取り組む。

また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え健全な財政運営を図る。

① 毎年収支不足が発生し、基金繰入に依存する財政状況が続いてきたが、行財政集中改革プランへの取組みにより、平成21年度においては8年ぶりに基金残高が増額となる決算となった。

平成22年度以降においても、自主財源の確保及び歳出全般の徹底した削減により、財政調整基金等の取崩しを行わない財政運営に努めることとする。

② 地方財政健全化法の施行により健全化判断比率に留意する必要があるが、本市においては実質公債費比率が上昇傾向にあることから、臨時財政対策債も含めて当該年度の元金償還額を下回る額の地方債発行とするとともに、既発債の利率引下げ及び繰上償還を行うことにより公債費負担の健全化を図り、実質公債費比率を改善していくものとする。

③ 収率90%を達成するも、長引く不況の影響で収納率は減少している。徴収体制の強化、引き続き徴収嘱託職員の雇用を継続し、新たな未納の防止に努めるとともに、徴収技術の向上を図り、債権の差押を含めた滞納処分強化を行い、滞納整理システムを活用した積極的な滞納処分を実施し

ていき、自主財源の確保に努める。

- ④ 各種補助金の効果や必要性を十分に精査し、抜本的な整理合理化を図る。
- ⑤ 水道事業及び病院事業においては、更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指す。

## (2) 職員の人材育成と資源向上—分権時代を担う人材育成と意識改革

行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要がある。また職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、新しい時代に相応した人材の育成・確保を図る。

- ① 職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する。
- ② 職員の意識改革と能力の向上のため、人材育成基本方針に基づき、効果的な人材育成システムを構築する。

## 2. 協働—協働の地域づくりの推進

中間市においても、地方分権を真に実効性のあるものとするために、市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。

- ① 協働によるまちづくりに対応した行政の体制を整備し、市民の自立を支援する組織を構築する。
- ② 地域コミュニティ活動やNPO・ボランティア活動等、自立的な市民活動の促進と支援を図る。
- ③ パブリックコメント制度の導入等、市民が市政に参加・参画できる仕組みを構築する。の充実を図り、市民の意見を広く反映させる。

## 3. 効率—行財政システムの簡素化・効率化

地域経営の視点から、事務事業全般について見直しを行い、市民満足度の高い行政サービスの提供に努める。

- ① 市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織と、分権型社会に適應するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築する。
- ② 行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分に吟味して、事務事業の整理合理化を図る。
- ③ 指定管理者制度の導入、民間委託を推進し、より効果的・効率的な行政運営に努める。
- ④ 縦割り行政を是正し、横断的組織運営を図るため組織の統廃合を行う。
- ⑤ 行政手続きのオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進などにより低廉なコストで高い水準の運用が実現できる電子自治体の推進を図る。
- ⑥ 事務事業の評価を行い、市民満足度の高い行政サービスの提供と業務の改善見直しを行う。

## 第7節 広域行政

## 【現状と課題】

本市及び北九州市・遠賀4町とで北九州都市圏広域行政推進協議会を構成し、北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきた。

また、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の17自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできた。

平成21年度からは、福岡県と遠賀4町とともに「遠賀・中間広域連携プロジェクト」もスタートし、さまざまな事業に取り組んでいる。遠賀・中間地域広域行政事務組合では、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことによる効率化を追求したもので、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務

に関する事務を委託しているが、平成13年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀4町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいる。

今後は、中間市における未加入部門（消防行政）をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければならない。

合併問題については、現時点では、他市町との合併の実現は困難な状況にありますが、機会あるごと合併や、連携のあり方について、意見交換や情報交換を行い、将来、再び合併の流れが起これば、そのときには市民の意志を確認し、議会とも協議しながら的確に対応していく。

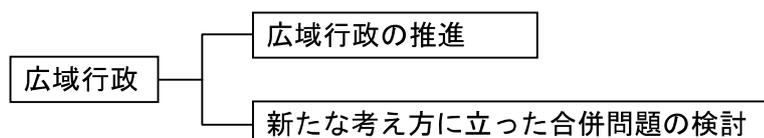
## 【施策の基本方向】

北九州都市圏広域行政推進協議会及び福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会、遠賀・中間広域連携プロジェクトを構成する自治体との協調を強め、圏域全体の活性化に向けた施策や事業の展開を推進する。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、北九州市での処理が検討さ

れているじん芥処理については円滑な事業移転が進むように遠賀4町との調整を図るとともに、「中間・遠賀リサイクルプラザ」の運営についても資源リサイクル品目や種別の拡大、また未加入部門（消防行政）や、さらに情報処理や福祉部門などの広域化に向けた諸施策を検討し、市民サービスの向上を図る

## 【施策の体系】



【計画】

1. 広域行政の推進

北九州都市圏広域行政推進協議会、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会、平成21年度より開始された遠賀・中間広域連携プロジェクト等、参画する他自治体との協調を推進していく。

さらに、圏域内における広域情報ネットワークの構築による情報ネットワークをはじめ、各種証明の共同交付や既に広域利用が実施されている図書館をはじめ、各公共施設がIT技術を活用して利用が可能となるよう体制の整備を図っていく。

遠賀・中間地域広域行政事務組合も遠賀4町との調整により、円滑に事業が移転できるように取り組むとともに、資源リサイクル品目の拡大・種別などを検討していく。

また、市民サービスの向上に向けた新たな事業については遠賀4町との協調を図り、積極的に取り組んでいく。

2. 新たな考え方に立った合併問題の検討

今後も、市民の意志を確認し、周辺市町村とも広く意見・情報交換を行いながら、将来的に合併の流れになれば、迅速に対応できるよう継続して検討を進めていく。



## 中間市第4次総合計画（後期基本計画）

- 発 刊 平成 23 年 3 月
- 企画・編集 中間市 総合まちづくり課
- 発 行 中間市  
〒809-8501  
福岡県中間市中間一丁目1番1号  
TEL：093-244-1111（代表）  
FAX：093-245-5598  
URL：<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>
- 印 刷 株式会社 ぎょうせい